

笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成25年笠間市規則第25号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(事前協議)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の通知があった日から起算して1年以内に、条例第7条第1項の許可申請又は同条第3項の変更許可申請がない場合は、事前協議が取り下げられたものとみなす。</p> <p>(条例第7条第1項第2号の規則で定める者)</p> <p>第4条 条例第7条第1項第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(条例第7条第1項第3号で定める他の法令等)</p> <p>第5条 条例第7条第1項第3号の規則で定める他の法令等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第7条第3項の規定による指示措置等として行う事業又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う事業</u></p> <p>(条例第7条第1項第5号の規則で定めるもの)</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の通知があった日から起算して1年以内に、条例第7条第1項の許可申請又は同条第2項の変更許可申請がない場合は、事前協議が取り下げられたものとみなす。</p> <p>(条例第7条第1項第3号の規則で定める者)</p> <p>第4条 条例第7条第1項第3号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(条例第7条第1項第4号で定める他の法令等)</p> <p>第5条 条例第7条第1項第4号の規則で定める他の法令等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(条例第7条第1項第6号の規則で定めるもの)</p>

第6条 条例第7条第1項第5号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 農地を改良するための客土を行う事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 農地の埋立等に関する農地法上の取扱いについて(平成3年農管第600号農地部長通知)第3第2項の規定による同意を得た農地改良協議に際し用いることとした土砂等のみを用いて行うこと。

イ 事業区域の面積が500平方メートル未満であること。

(4) 居住の用に供する土地の区域内において行う庭の造成又は維持、修繕等通常の管理行為のために行う事業

(5) 宅地の分譲を目的に行う事業で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 事業に使用する土砂等が条例第8条の規定に適合しているものであること。

イ 事業区域の面積が500平方メートル未満であること。

ウ 平均的な高さがおおむね50センチメートル未満のもの

(6) 自らが利用するための一時的な土砂等のたい積であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア たい積する土砂等が条例第8条の規定に適合しているものであること。

イ たい積する区域の面積が300平方メートル未満のもの

第6条 条例第7条第1項第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1)・(2) (略)

ウ 第9条第2項で定める技術上の基準に適合していること。

(許可申請)

第7条 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て(盛土・たい積)事業許可申請書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

(1)～(20) (略)

(21) 欠格要件被害等に関する誓約書(事業主等が連署し、印鑑登録されている印を押印すること。)(様式第8号の2)

(22) (略)

2・3 (略)

(変更許可申請)

第8条 条例第7条第3項の規定による変更の許可を受けようとする事業主等は、事業変更許可申請書(様式第9号)に、前条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第3項ただし書の規定による規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(許可の基準)

第9条 条例第8条第3号の規則で定める基準のうち、有害物質に係る

(許可申請)

第7条 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする事業主等は、土砂等による土地の埋立て(盛土・たい積)事業許可申請書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

(1)～(20) (略)

(21) (略)

2・3 (略)

(変更許可申請)

第8条 条例第7条第2項の規定による変更の許可を受けようとする事業主等は、事業変更許可申請書(様式第9号)に、前条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第7条第2項ただし書の規定による規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(許可の基準)

第9条 条例第8条第2号の規則で定める基準のうち、有害物質に係る

ものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とし、水素イオン濃度指数については、別表第1の2の右欄に掲げる測定方法により得た同表の中欄に掲げる基準とする。

- 2 条例第8条第4号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。
- 3 条例第8条第5号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。
(地位の承継の届出)

第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。

- (1) 許可を受けた者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 許可を受けた者の地位を承継した者の欠格要件非該当に関する誓約書(様式第8号の2)

(帳簿への記載)

第16条の2 条例第16条の2の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第15号)により毎日行わなければならない。

- 2 条例第16条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 事業の許可を受けた者の氏名又は名称
 - (2) 事業区域の位置及び面積
 - (3) 記録者氏名
 - (4) 搬入時刻
 - (5) 搬入車両登録番号

ものについては、別表第1の左欄に掲げる物質の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値と _____ する。

- 2 条例第8条第3号の規則で定める技術上の基準は、別表第2のとおりとする。
- 3 条例第8条第4号の規則で定める基準は、別表第3のとおりとする。
(地位の承継の届出)

第10条 条例第11条第2項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第11号)によるものとする。

- (6) 搬入者の氏名又は名称
- (7) 運転者の氏名
- (8) 土砂等の数量
- (9) 土砂等の積込み場所
- (10) 施工作業の内容
- (11) その他事業の施工に必要な事項

(書類の備付け及び閲覧)

第17条の2 条例第17条の2の規定による備置き及び閲覧は、条例第7条第1項の許可を受けた日から行うものとし、条例第14条第1項若しくは条例第15条第1項の廃止の届けを提出したとき又は条例第23条の規定により事業の停止を命ぜられたとき若しくは条例第24条の規定による許可の取消しを受けたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第17条の2の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第7条第2項の規定による許可申請書
- (2) 条例第7条第3項の規定による変更許可申請書及び条例第12条の規定による変更届出書の写し
- (3) 条例第13条及び条例第14条の規定による届出書の写し
- (4) 条例第17条の規定による報告書の写し
- (5) 条例第19条の規定による報告書の写し

別表第1(第7条, 第9条関係)

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.	日本工業規格K0102(以下「規

別表第1(第7条, 第9条関係)

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.	日本工業規格K0102(以下「規

	01ミリグラム以下	格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農

	01ミリグラム以下	格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立て等区域の土地	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農

	利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.	日本工業規格K0125の5.1, 5.2,

	利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	埋立て等区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.	日本工業規格K0125の5.1, 5.2,

	002ミリグラム以下	5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法, トランス体にあつては日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエ	検液1リットルにつき0.	日本工業規格K0125の5.1, 5.2,

	002ミリグラム以下	5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエ	検液1リットルにつき0.	日本工業規格K0125の5.1, 5.2,

チレン	03ミリグラム以下	5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、こ

チレン	03ミリグラム以下	5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2, 67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、こ

		れを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第1の2

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS021

		れを省略することができる。)及び昭和46年環境庁告示第59号付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1, 47.3又は47.4に定める方法
1, 4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年12月環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

1-2009「土懸濁液のpH
試験方法」

別表第2(第9条関係)

- 1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表のとおりとする。

土地の埋立て等の高さ	のり面のこう配
10メートル以下 ただし、たい積におい ては2.5メートル以下 とする	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル (土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高 さにあつては、垂直1メートルに対する水平距 離が1.8メートル)以上のこう配

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。

別表第2(第9条関係)

- 1 埋立て等区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、当該地盤に滑りが生じないように、くい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において土地の埋立て等を施工する場合にあっては、土地の埋立て等を施工する前の地盤と土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 土地の埋立て等の高さ(土地の埋立て等により生じたのり面の最下部(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)及びのり面(擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁部分を除く。以下同じ。)のこう配は、次の表のとおりとする。

土地の埋立て等の高さ	のり面のこう配
10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル (土地の埋立て等の高さが5メートル以下の高 さにあつては、垂直1メートルに対する水平距 離が1.8メートル)以上のこう配

- 4 擁壁を設置する場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。

- 5 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

9 土砂等をたい積する場合は、その区域と隣接地とは2.5メートル以上の保安距離をとり、保安区域を確保すること。

10 たい積を行う場合は、周囲に塀を設けること。塀の材質は、板又はトタンあるいは、これらと同等以上の強度を備えるものであること。また、塀の高さは、たい積の高さと同程度以上とすること。

様式第8号の2(第7条、第10条関係)

(略)

様式第9号(第8条第1項関係)

(略)

- 5 土地の埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあっては、土地の埋立て等の高さが5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には、雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
- 6 土地の埋立て等の完了後の地盤の緩み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし締固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 8 埋立て等区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散流出防止のための措置が講じられていること。

様式第15号の2(第16の2関係)

(略)